

## Z-73-C 所得税法〔第一問〕一解 答一

問1 (1)

<上場株式の配当の源泉徴収>
居住者に対し国内において上場株式の配当等の支払をする者は、その支払の際、
その配当等について下記の区分に掲げる割合の所得税及び復興特別所得税を徴収し、
その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。
① その上場株式等の持株割合等が100分の3以上の場合 . . . 20.42%
② ①以外の場合 . . . 15.315%
<b>④</b>

問1 (2)

<配当所得の金額の計算>
配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額とする。
ただし、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子で
その年中に支払うものがある場合は、その収入金額から、その支払う負債の利子の額のうち
その年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額の合計額を控除した金額とする。
<b>⑤</b>

問 1 (3)

<配当所得に関する課税方法>
(1) 総合課税を選択する場合
配当所得の金額は、原則として課税標準の計算上、他の各種所得の金額と合算して
総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課される。⑤
(2) 申告分離課税を選択する場合
居住者が、一定の上場株式等の配当等を有する場合において、一定の事項を記載した
確定申告書を提出したときは、その年中のその上場株式等の配当等に係る配当所得のすべてに
ついて、他の所得と区分し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（所得控除適用後）の
15.315%の所得税及び復興特別所得税を課する。
なお、持株割合等が 100 分の 3 以上の上場株式等の配当等についてはこの規定は適用されない。
⑤
(3) 申告不要を選択する場合
居住者が支払を受けるべき持株割合等が 100 分の 3 未満の上場株式等に係る配当等に
ついては、確定申告の際、課税標準等から除外したところにより申告することができる。
この場合は、15.315%の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収により、課税関係が完結する。
⑤

問1 (4)

<課税時に適用される主な制度>
(1) 配当控除 (総合課税時)
居住者が剰余金の配当に係る配当所得 (申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当等を除く。) を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額から、次の金額を控除する。
・その配当所得の金額の10% (課税総所得金額等が1,000万円を超える場合には、その超える金額に対応する部分については5%) 相当額 ③
(2) 損益通算及び繰越控除 (申告分離課税時)
その上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合、又は前年以前三年内から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除額がある場合は、損益通算又は繰越控除としてこれらの金額を上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。(一定の申告要件がある)
③

問 2 (1)

<居住している不動産>
(1) 雑損控除の取扱い
居住者の有する居住用不動産について災害による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額（災害等関連支出を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）の合計額が、次の区分に応じそれぞれに掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
① その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円以下である場合
…その居住者のその年分の課税標準の合計額の10分の1に相当する金額
② その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円を超える場合
…その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち5万円を超える部分の金額を控除した金額と①に掲げる金額とのいずれか低い金額
③ その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合
…5万円と①に掲げる金額とのいずれか低い金額 ④
(2) 損失の金額
損失の金額は、その損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（その資産が減価する資産である場合にはその価額、又は、その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして計算した取得費に相当する金額）を基礎として計算するものとする。③
(3) 雑損失の繰越控除
雑損控除の規定により控除しきれない（1）の雑損失の金額は、一定の申告を要件に翌年以後3年間（特定非常災害の場合は5年間）、雑損失の繰越控除の規定が適用される。①





Z-73-C 所得税法〔第二問〕一解 答一

問

I 各種所得の金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
事業所得	5,752,143	<p>1 総収入金額 (計 20,350,000)</p> <p>(1) 売上高 (計 19,300,000①)</p> <p>C社 3,500,000① D社 0</p> <p>E社 8,000,000① F社 5,800,000</p> <p>G社 2,000,000</p> <p>(2) 仕掛経費</p> <p><math>1,500,000 \times 70\% = 1,050,000 &gt; 1,000,000</math></p> <p><math>\therefore 1,050,000</math>①</p> <p>(3) 雑収入</p> <p>0</p> <p>2 必要経費</p> <p>(1) 経費 (計 12,650,334)</p> <p>① 給料賃金</p> <p><math>6,000,000 + 930,000 \times \frac{16\text{日}}{31\text{日}} = 6,480,000</math>①</p> <p>② 事務消耗品費</p> <p><math>3,300,000 - 3,080,000 = 220,000</math></p> <p>③ 減価償却費 (計 1,790,334)</p> <p>パソコン 2 台</p> <p><math>250,000 \times 0.250 \times \frac{6}{12} \times 2 \text{台} = 62,500</math>①</p> <p>パソコン 3 台 (7 月取得分)</p> <p><math>750,000 \div 3 \text{台} = 250,000 &lt; 300,000</math></p> <p><math>750,000 \leq 3,000,000 \times \frac{6}{12} = 1,500,000</math>①</p> <p><math>\therefore 750,000</math>①</p> <p>パソコン 3 台 (8 月取得分)</p> <p>750,000</p> <p>事務用機器</p> <p><math>400,000 \times 0.200 \times \frac{3}{12} = 20,000</math>①</p> <p>サーバー</p> <p><math>500,000 \times 0.167 \times \frac{4}{12} = 27,834</math>①</p> <p>ソフトウェア</p> <p>イ <math>180,000 \times \frac{1}{3} = 60,000</math></p> <p>ロ <math>180,000 - 60,000 = 120,000</math> (事業廃業のため)</p> <p>ハ <math>60,000 + 120,000 = 180,000</math>①</p>

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>④ 収入印紙代 100,000<sup>①</sup></p> <p>⑤ 保険料 900,000－840,000＝60,000</p> <p>⑥ その他経費 4,000,000</p> <p>(2) 貸倒引当金繰入額 0<sup>①</sup> 事業廃止年のため計上なし</p> <p>(3) 事業税みなし控除検討前の必要経費の合計 12,650,334</p> <p>(4) 事業税のみなし控除（適用の可否） 事業廃止年に係る事業税は、課税見込額を廃止年の必要経費に算入できる。<sup>①</sup> <math>20,350,000 - 12,650,334 - 2,900,000 \times \frac{6}{12} = 6,249,000</math> (1,000円未満切り捨て) <math>6,249,000 \times 5\% = 312,400</math> (100円未満切り捨て) 税効果 <math>312,400 \div (1 + 0.05) = 297,523</math> (やり方<sup>①</sup>)</p>



		<p>(5) 必要経費の合計 (3)+(4)=12,947,857</p> <p>3 青色申告特別控除  <math>1 - 2 \geq 650,000 \therefore 650,000</math>①</p> <p>4 事業所得の金額  <math>1 - 2 - 3 = 6,752,143</math></p> <p>5 事業廃止後の必要経費  (1) 損害賠償金 1,000,000①  (2) 事業所得の金額 6,752,143  (3) 課税標準の合計額  <math>6,752,143 + 10,900,000 + 5,600,000 + 362,500 + 34,110,906 + 180,000 + 500,000 \times \frac{1}{2} + 66,500 = 58,222,049</math>  (4) 最小 1,000,000</p> <p>6 <math>4 - 5 = 5,752,143</math></p>
--	--	---

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
給与所得 (源泉分離)	11,050,000 (1,800,000)	<p>1 収入金額  (1) 収入金額 (計 13,000,000)  ① ストックオプション  <math>(100,000 - 45,000) \times 200 \text{株} = 11,000,000</math>①  ② A社  1月～2月 1,500,000 (源分) ①  3月～4月 2,000,000  ③ H社  300,000 (源分) ①  ④ Z社  0</p> <p>2 給与所得控除額  <math>13,000,000 &gt; 8,500,000 \therefore 1,950,000</math></p> <p>3 <math>1 - 2 = 11,050,000</math>①</p>

退職所得	5,600,000	<p>1 特定役員退職手当等</p> <p>(1) 収入金額 7,000,000</p> <p>(2) 特定役員退職所得控除額  <math>400,000 \times (3 \text{ 年}^{※1} - 2 \text{ 年}^{※2}) + 200,000 \times 2 \text{ 年}^{※2} = 800,000</math>①</p> <p>※1 R2. 6. 1～R5. 4. 30→3年  ※2 R2. 6. 1～R3. 6. 30→2年</p> <p>(3) <math>7,000,000 - 800,000 = 6,200,000</math></p> <p>2 一般退職手当等</p> <p>(1) 収入金額 1,000,000</p> <p>(2) 一般役員退職所得控除額  <math>400,000 \times 6 \text{ 年}^{※1} - 800,000 = 1,600,000</math>①</p> <p>※1 H29. 8. 1～R5. 4. 30→6年</p> <p>(3) <math>1,000,000 - 1,600,000 = \triangle 600,000</math></p> <p>3 <math>6,200,000 - 600,000 = 5,600,000</math>①</p>
------	-----------	--

<p>譲渡所得</p> <p>総合短期 362,500</p> <p>分離長期 34,110,906</p> <p>上場株式等 7,180,000</p>		<p>1 総合（総合短期）</p> <p>(1) パソコン2台（5月取得分）  <math>150,000 \times 2 - (500,000 - 62,500) = \Delta 137,500</math>①</p> <p>パソコン6台（7月、8月取得分）  <math>150,000 \times 6 - 0 = 900,000</math>①</p> <p>事務用機器  <math>400,000 - 20,000 = 380,000</math>  <math>380,000 - 380,000 = 0</math>①</p> <p>サーバー  <math>500,000 - 27,834 = 472,166</math>  <math>472,166 - 472,166 = 0</math></p> <p>ソフトウェア  <math>100,000 - 0 = 100,000</math>①</p> <p>計 862,500</p> <p>(2) 特別控除  <math>862,500 - 500,000</math>① = 362,500</p> <p>2 土地建物（分離長期）  <math>51,000,000 - (10,248,900</math> 注1 + <math>5,498,194</math> 注2 + <math>1,122,000</math> + <math>20,000) = 34,110,906</math>①</p> <p>&lt;平成29年 特定の居住用財産の買換え&gt;  <math>5,050,000 + 40,150,000 = 45,200,000</math>  <math>20,200,000 + 30,300,000 = 50,500,000</math>  <math>45,200,000 &lt; 50,500,000</math>  ∴譲渡はなかったものとみなす</p> <p>買換資産に付すべき取得価額  <math>5,050,000 \times 5\% + 10,000,000 + 1,529,000 + 50,500,000</math>  <math>- 45,200,000 = 17,081,500</math>①</p> <p>建物の取得価額  <math>17,081,500 \times \frac{20,200,000}{50,500,000} = 6,832,600</math></p> <p>土地の取得価額（注1）  <math>17,081,500 \times \frac{30,300,000}{50,500,000} = 10,248,900</math>①</p> <p>建物の取得費（注2）  <math>6,832,600 - 1,334,406</math>※ = <math>5,498,194</math>①</p> <p>※<math>6,832,600 \times 0.9 \times 0.031 \times 7</math>年 = <math>1,334,406</math>  <math>22</math>年 <math>\times 1.5 = 33</math>年 ∴0.031  H29.4~R5.11 ∴7年</p> <p>3 上場株式等</p> <p>A株式  <math>137,000 \times 200</math>株 - <math>(100,000 + 1,100) \times 200</math>株 =  <math>7,180,000</math>①</p>
---	--	---

( 一時 ) 所得	500,000	創業コンテスト賞金 $1,000,000 - 500,000 = 500,000$ ① 父からの支援金は非課税①
( 利子 ) 所得	66,500	ドル建定期預金 $500 \text{ ドル} \times 133 = 66,500$ ①

II 課税標準額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	17,331,143	(1) 特定株式の取得に要した金額の控除
長期譲渡所得の金額	34,110,906	$7,180,000 - 7,000,000$ ① = 180,000
上場株式等に係る譲 渡所得等の金額	180,000	(2) 所得金額調整控除
退職所得金額	5,600,000	23歳未満の扶養親族を有する ∴適用あり $(10,000,000^* - 8,500,000) \times 10\% = 150,000$ ① ※ $13,000,000 > 10,000,000$ ∴10,000,000 $11,050,000 - 150,000 = 10,900,000$
		(3) 総所得金額 $5,752,143 + 10,900,000 + 362,500 + 500,000 \times \frac{1}{2} + 66,500 = 17,331,143$
合 計	57,222,049	

Ⅲ 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
小規模企業共済等掛金控除	840,000 <sup>①</sup>	
社会保険料控除	671,160	231,160+250,000+190,000=671,160 <sup>①</sup> 非居住者期間のものは対象外
医療費控除	95,000	75,000+50,000+70,000=195,000 195,000-100,000 <sup>*</sup> =95,000 <sup>①</sup> ※100,000<57,222,049×5% ∴100,000 非居住者期間のものは対象外 400,000<420,000 ∴0 <sup>①</sup> 帰省のための交通費は対象外
生命保険料控除	77,500	(1) 一般 ① 旧一般 $(40,000-10,000) \times \frac{1}{2} + 12,500 = 27,500$ ② 新一般 $(35,000-10,000) \times \frac{1}{2} + 10,000 = 22,500$ ③ ①+②=50,000>40,000 ∴40,000 (2) 介護 $(90,000-20,000) \times \frac{1}{4} + 20,000 = 37,500$ (3) (1)+(2)=77,500 <sup>①</sup> 非居住者期間のものは対象外
配偶者控除	0	1,400,000-550,000=850,000>480,000 ∴適用なし <sup>①</sup>
配偶者特別控除	0	57,222,049>10,000,000 ∴適用なし
扶養控除	0	長男及び次男は16歳未満 ∴適用なし <sup>①</sup>

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
基礎控除	0	57,222,049 > 25,000,000 ∴適用なし①
合 計	1,683,660	

## IV 課税標準額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	15,647,000	17,331,143 - 1,683,660 = 15,647,000
課税長期譲渡所得 金額	4,110,000	34,110,906 - 30,000,000① = 4,110,000
上場株式等に係る課税 譲渡所得等の金額	180,000	
課税退職所得金額	5,600,000	(各千円未満切捨)

## V 税額控除額及び税額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
算 出 税 額	4,963,510	(1) 課総 15,647,000 × 33% - 1,536,000 = 3,627,510 (2) 課長 4,110,000 × 15%① = 616,500 (3) 上場課 180,000 × 15% = 27,000 (4) 課退 5,600,000 × 20% - 427,500 = 692,500 (5) (1)~(4)計 4,963,510
差 引 所 得 税 額	4,963,510	
復興特別所得税額	104,233	4,963,510 × 2.1% = 104,233
所 得 税 等 の 源 泉 徴 収 税 額	1,832,820	(1,000,000 + 7,000,000) × 20.42% + 199,220 = 1,832,820①
所 得 税 等 の 申 告 納 税 額	3,234,900	(百円未満切捨)
所 得 税 等 の 予 定 納 税 額	0	
納付すべき税額又は 還付される税額	3,234,900	

## 所得税法【総評】

### 〔第一問〕

理論については、上場株式の配当に関する課税関係全般と、災害による不動産の損失の取扱いが出題された。どちらも計算で何度も学習してきたイメージしやすい論点ではあるが、理論集のうち沢山の理論から該当する部分を抜き出して解答する必要があり、制限時間内で何をどこまで書けばいいのかの判断に悩んだ受験生が多かったと思われる。

このため、理論集の内容をベタ書きしていくと文量的に時間が足りないため、計算の知識も活用しそれぞれの論点をどう簡潔にまとめるかがポイントとなる。

このような場合、問題文でも特定の規定の説明ではなく、特定の事例（上場株式の配当の受取り、事業規模の賃貸用不動産など）の場合にどう取り扱われるかの説明を要求していることから、事例に関係がある要件部分と効果を端的に解答し、関係ない部分は省略していけばよいが、より大事なものは、できるかぎり多くの解答の柱を上げることになるであろう。

なお、上場株式の配当は、持株割合が3%以上の大口株主になると、申告分離課税や申告不要の対象とならず、源泉20.42%の総合課税のみの課税方法となるが、実務上一般的な事案ではないため、この部分については触れていなくともやむを得ないであろう。

また、特定非常災害は令和5年4月以降に適用される改正項目だが、こちらも触れていなくとも合否に影響は無いと思われる。

ボーダーについては、論点の多さと時間の足りなさを考えると、ひとつひとつの内容の正確さよりも、もれなく柱をあげ、要点だけはきちんと押さえた解答しておくことが重要と思われる。

（模範解答としてはなるべく理論集に近い書き方かつ時間内に解答可能と思われる文量の範囲内で掲載しているが、結論のポイントがしっかり合っていればある程度の作文でも合格点は可能であろう）

これをふまえ、理論の問1（30点）はボーダー16点、合格確実は23点と考える。問2（20点）はボーダー13点、合格確実は17点と考える。

## 〔第二問〕

事業所得、給与所得、退職所得及び譲渡所得を中心とした総合問題であり、問題の分量が多くかつ難易度も高いものが多かった。受講生にとっては、厳しい問題であったと思われるが比較的易しい論点で得点を重ねることが必要であったと思われる。年の途中で開業し、さらにその年に廃業（法人成り）する、また年の途中まで非居住者であったなど問題設定が複雑なので、注意深く解答する必要があった。

事業税の見込額の控除は未学習項目であるが、合否への影響は軽微であろう。創業コンテストの賞金については、雑所得や賞金の源泉徴収といった解答も考えられるが、退職前かつ業務関連性がないと明記されており、報酬や広告宣伝とはいえない賞金のため、一時所得かつ源泉徴収の対象ではないものとして判断している。

これらをふまえ、第二問のボーダーは24点、合格確実は30点と考える。

全体のボーダーについては53点、合格確実は70点と考える。